解散公告

当社は、令和八年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区新川一丁目七番一号天翔日本橋茅場町ビル八〇八　カンバダ合同会社

清算人　ピレス・バラダス・ペレス、ビルジリオ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中野区東中野三丁目一五番一三―一一〇二号　株式会社せこうど

代表清算人　前田　政恒

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号　一般社団法人ＮＫ

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都多摩市馬引沢一丁目八番地の五　株式会社マークラボ

代表清算人　杉江　裕視

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区佃一丁目一一番九号　株式会社スキップアド

代表清算人　谷口　好憲

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都大田区多摩川二丁目一二番二一号　株式会社ＯＨＥＥＤ

代表清算人　長谷川栄治

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　一般社団法人かわせみ

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤホールディングス一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ８特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ１０特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ１１特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ１２特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｐａｌｅｔｔｅ１一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｐａｌｅｔｔｅ２一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内　ＬＮ水道橋一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内　ＬＮ水道橋合同会社

清算人　出澤　貴人